

「保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）の公表について」

＜コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方＞

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全体	今回の一部改正の適用については、遡及について特段の記載がない限り、遡及適用はされないと理解してよい。	貴見のとおりです。
2	Ⅱ－3－3－6(2)②イ.(力)	規定の趣旨、背景を確認したい。 保険料の自動振替貸付制度について制度自体をわかっていない、あるいは勘違いしていたために発生したトラブル事例もあったことから、そのようなケースに対応する趣旨であると理解しているが、これでよい。	保険料の自動振替貸付制度については、保険契約者への説明が十分でないことなどから、保険契約者がこの制度を認識しないまま実行された場合のトラブルが認められました。 このため、約款等において、その趣旨を踏まえた内容を明確にするとともに、募集段階での説明や貸付実行時の通知等の徹底により、保険契約者がこの制度を十分認識できるよう実効性のある対応を求める趣旨です。
3	Ⅱ－3－3－6(2)②イ.(力)	募集時の重要事項説明書（注意喚起情報）に当該制度の説明を記載することが必要であると解するが、記載内容（レベル）について具体的に例示いただきたい。	どのような場合に自動振替貸付が行なわれるのか、自動振替貸付が実行された場合の利息等について説明は必要であると考えられます。
4	Ⅱ－3－3－6(2)②イ.(力)	重要事項説明書（注意喚起情報）の改定を伴う場合、印刷物の変更やシステム変更を伴うため、実施に際しては、印刷物廃棄コスト等を勘案し、準備に必要な猶予期間は確保されているとの理解でよい。	貴見のとおりです。
5	Ⅱ－3－5－2(2)⑤	今般の震災対応を最優先としていることから、本改正案を踏まえた態勢整備には一定の期間を要することについて配慮いただきたい。	震災対応等により、各保険会社の態勢整備に一定の期間を要することにも配慮して参りま

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			すが、可能な限り早期に対応することが望まれます。
6	Ⅱ－3－11 (3)③および④	今回の改正の主旨を端的に示すという意味では、例えば、③と④をまとめて、以下のような形で改正の趣旨を端的に示す等すればわかりやすくなると思うがいかがか。 ③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。特に、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容を客観的に実証するための根拠についても明確に表示しているか。 例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」、「当社だけ」「業界初」「他社にない」、「ワイド」「最低水準」「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。	保険商品・サービス等に関する表示について、序列を直接に意味する用語等を使用する場合には、その主張する内容が客観的に実証されていること及び根拠について明確に表示することのいずれもが必要であることを明確化したものです。
7	Ⅱ－3－11 (3)③および④	採用広告や会社案内など、直接的に商品やサービスを顧客に訴求することを目的としていない表示や、商品名称（ペットネーム）における表示は、本項目（Ⅱ－3－11（3）③および④）の対象外であり、また、契約者等が保険会社から直接サービスを受けないような社会貢献的なサービスについても、自社の社会貢献活動の優位性をアピールして保険勧誘を行うような内容で募集資料等に表示するような場合を除き、本項目の対象外であることを確認したい。	貴見のとおりです。 なお、募集用の資料等以外の採用広告等の表示についても、免許事業者として節度ある対応が期待されます。
8	Ⅱ－3－11	相対的な優位性があることを意味する用語とされる「ワイド」「割安」	本規程は、「ワイド」「割安」等の用語が商品

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	(3) ③	等の用語は、自社又は同業他社の具体的な商品・サービスに対する相対的な優位性を示すために使用される場合の他、当該商品・サービスの特性を示す目的でも使用される。こうした商品・サービスの特性を示す場合には、客観的に実証することは困難であり、当該表示を使用したことの合理的な説明ができることで足りるものとする。	名称として用いられている場合など相対的な優位性があることを意味する用語として使用されていないことが明らかな場合まで制限するものではありません。
9	Ⅱ－3－11 (3) ③	業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語が適切に使用されている商品広告や募集資料は、消費者がニーズに合致した保険商品の選択に資するものとする。今回の監督指針の改正は、消費者がニーズに合致した保険商品を購入するための更なる環境整備を目的とするものであり、保険会社にこれらの用語の使用を自粛させる意図ではないことを確認したい。	貴見のとおりです。
10	Ⅱ－3－11 (3) ④	今回の改正を行う背景となる考え方など、以下2点について確認したい。 1. 今回の改正は、保険商品に関して表示する際の根拠を明示することによって、表示の信頼性を高めるなど、保険商品の比較情報の健全な発展のために行われるものと理解してよい。 2. より適正な表示の確保のためには、全ての保険会社が約款や保障内容別の保険料を開示し、比較情報の発展（保険会社等が提供する比較情報の質や、保険契約者等による比較可能性の向上）を促すことが有効であると考えてる。 適正な表示の確保のため、保険会社に約款等の公表を求めることに	1. について、本規程は、保険商品の比較表示を含む募集用の資料等における適切な表示を確保するため、序列を直接に意味する用語等を使用する場合には、根拠についても明確に表示することとするものです。 2. について、貴重なご意見として承ります。 なお、今回の改正は、募集用の資料等について、適切な表示の確保のために必要な措置を充当するものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ついてどのように考えるか。	
11	Ⅱ－３－１１ (3) ④	保険仲立人と保険会社の代理人である乗合代理店とは明確に区別する必要があり、乗合代理店の保険商品・サービス等に関する表示にあっては、「最適な保険の提供」、「ベスト」、「顧客のために」、「公正中立な立場」、「誠実義務（ベストアドバイス）」等の用語の使用を禁止すべきであるとする。 例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」「当社だけ」「業界初」「他社にない」「ワイド」「最低水準」「割安」の次に、「最適」「ベスト」「顧客のため」「公正中立」「誠実義務（ベストアドバイス）」を挿入していただきたい。	本規程は、募集用の資料等における適切な表示を確保するため、序列を直接に意味する用語等を使用する場合には、根拠についても明確に表示することとするものであって、これらの用語の使用を禁止するものではありません。 なお、本規程で例示している以外の用語であって、序列を直接に意味する用語等を使用する場合には、当然に本規程が適用されることとなります。
12	Ⅱ－３－１１ (3) ④	用語の根拠の表示については、前後の文言や募集文書全体を総合的に見て、その必要性を判断するとの理解でよい。例えば、例示されている「ワイド」について、商品のペットネームに使用する場合や、パンフレットや見積書等で他のプランと比較して明らかに補償範囲が広いことを示している場合等は不要との理解でよい。 また、「その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。」とあるが、具体的にどの程度までの表示を行えばよいのか。例えば、「●年●月当社調べ」、「●年●月●●社（出版社・調査会社等の名称）調べ」といった表記でも、調査方法、出典等の表示として十分であると考えて差し支えないか。	貴見のとおりです。 なお、募集用の資料等の表示については、根拠となった調査方法、出典又は前提条件の表示を含め、保険契約者等の誤解を招かないものとなっているか十分に注意する必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
13	Ⅱ－３－１１ (3) ④	それぞれの用語本来の意味や、用語の使用方法、自社内比較か業界内比較であるか等により、顧客の誤認を招く恐れ の程度にも差異があることから、根拠となる調査方法、出典又は前提条件の記載内容は、それぞれの用語本来の意味や、用語の使用方法、苦情の状況、消費者モニタリングの結果等を勘案し、各社で適切に判断すれば良いことを確認したい。	
14	Ⅱ－３－１１ (3) ④	特段の調査等を行わずとも唯一性が明らかである場合や、前提条件としてどのような点に唯一性があるか等を記載している場合には、必ずしも調査方法・出典を記載する必要はなく、また、その用語を主張する根拠が自社の多岐に亘る調査の結果である場合には、具体的な調査手法等の記載は不要であり、「当社調べ」等の簡易な記載でも良いことを確認したい。	
15	Ⅱ－３－１１ (3) ④	例示された用語の「最低水準」は、業界における相対的な優位性が客観的に実証され、かつその主張する根拠を明確に表示していれば、適正な表示の使用として認められることを確認したい。	
16	Ⅱ－３－１１ (3) ④	保険商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語の使用について、以下の使用例はその主張する内容の根拠を明確に表示しているものと認められることを確認したい。 ① 前提条件の表示 ・三大疾病特約を付加してワイドな保障！	個々の表示の適否については、募集用の資料等の内容に即して判断する必要があります。 いずれにせよ、募集用の資料等の表示については、根拠となった調査方法、出典又は前提条件の表示を含め、保険契約者等の誤解を招かないものとなっているか十分に注意する必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		・解約払戻金をなくすことで割安な保険料を実現！ ② 前提条件および調査方法の表示 ・業界初！通算1,000万円まで保障 注）〇〇を保障する保険契約の種類において（〇月〇日自社調べによる） ・伸び率N o. 1 注）通販型〇〇保険において（〇月〇日自社調べによる） ③ 調査方法および出典の表示 ・新契約件数N o. 1 注）平成〇〇年版「インシュアランス生命保険統計号」より ・顧客満足度N o. 1 注）インターネット調査「〇〇保険に関するアンケート調査」△△研究所（株）平成23年4月1日調べ ・FPが加入したい医療保険N o. 1 注）「週刊〇〇〇〇」4月1日号 FPが入りたい保険 医療保険部門	
17	Ⅱ－3－11 (3) ④	現在、膨大な数の募集用の資料等を使用していること、また今般の震災対応を最優先としていることから、本改正案を踏まえた点検・修正には一定の期間を要することについて配慮いただきたい。	(5と同じ。)
18	Ⅱ－3－11 (3) ④	改正後の監督指針内容に照らし、社内態勢に不十分な部分があると判断する場合は、速やかに態勢整備に着手する必要があると認識しているが、一方で募集資料等の改訂には一定程度の準備期間が必要となるため、募集資料等の改訂は、現行の記載内容や商品改定等のタイミングを	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		勘案のうえ、各社で適切に対応すれば良いことを確認したい。	
19	Ⅱ－３－１１ (3) ④	根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示するにあたっては、対象用語に付記するスタイルのほか、対象用語の前後の文中に記載するスタイル等であっても、顧客が誤認しないような表示となっていれば良いことを確認したい。	貴見のとおりです。 なお、序列を直接に意味する用語等の根拠が前後の文脈等から明らかな場合、重ねて根拠を表示する必要はありませんが、表示の内容が保険契約者等の誤解を招かないものとなっているか十分に注意する必要があります。
20	Ⅱ－３－１１ (3) ④	限定的な範囲の調査結果に基づき業界内の序列や相対的優位性があることを主張する場合に、顧客がその調査範囲を認識できるよう、調査対象とした地域や、対象とした商品分野、調査対象期間等の表示を行うことが、一般的な前提条件の表示と考えているが、加えて、例えば、商品特性をその理由として記載しているような場合においては内容、特徴等を詳細に表示すること等により、顧客の誤認が想定されない程度の表示となっていれば、主張の根拠となる前提条件の表示を行っているものと理解して良いか確認したい。	貴見のとおりです。 なお、業界内の序列等を主張する根拠として商品特性の詳細を表示する場合、当該表示が保険契約者等の誤解を招かないものとなっているか十分に注意する必要があります。
21	Ⅱ－３－１１ (3) ④	相対的な優位性を表す用語を使用する際には、会社が定義する相対的な優位性と、顧客が感じる相対的優位性にギャップが生じないよう、当該用語の定義を記載することも根拠等の記載となりうること、また、「当社従来商品に比べて」等の表示を行っている場合や、社内での比較であることが明らかな表示である場合等においては、相対的に優位となった範囲や、内容が容易に理解できる表示を行うことをもって、前提条件を記載しているとの理解で良いか確認したい。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
22	Ⅱ－３－１１ (3) ④	「割安」等という用語を、保険料等の相対的な優位性ではなく、「１日当たり●●程度の割安な保険料」等、主観的な負担感等を示す形容詞として使用していることが、顧客にとって明らかと考えられる場合は、調査方法、出典又は前提条件を表示することを意識する必要はないことを確認したい。	貴見のとおりです。
23	Ⅱ－３－１１ (3) ④	「ワイド」等という用語を、相対的な優位性ではなく、「ＡからＢまで、ワイドに保障」等、単なる範囲を示す用語として使用していることが、顧客にとって明らかと考えられる場合は、調査方法、出典又は前提条件を表示することを意識する必要はないことを確認したい。	貴見のとおりです。
24	Ⅱ－３－１１ (3) ④	相対的な優位性を表す用語には、例示の「ワイド」「最低水準」「割安」以外にも、「大きな」や「合理的」等の用語があるが、「大きな」や「合理的」等の用語を業界内における相対的な優位性を強く主張するために使用するような場合には、その主張する根拠の明示が必要となる一方、一般的な形容詞として使用するような場合にまで、その主張する根拠の明示を行うことを意識する必要はないという理解で良いことを確認したい。	貴見のとおりです。 なお、「大きな」等の用語を一般的な形容詞として使用する場合、そのような主旨で使用されていることについて保険契約者等の誤解を招かないものとなっているか十分に注意する必要があります。
25	Ⅱ－３－１１ (3) ④	相対的な優位性があることを意味する用語とされる「ワイド」「割安」等の用語は、自社又は同業他社の具体的な商品・サービスに対する相対的な優位性を示すために使用される場合の他、当該商品・サービスの特性を示す目的でも使用される。 こうした商品・サービスの特性を示す場合には、当該表示を使用したことの合理的な説明ができることは必要と考えるが、その表示は当該用	商品・サービスの特性を示す目的で相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合、必ずしも、その主張する内容の根拠についても明確に表示されている必要はありませんが、そのような主旨で使用されていることについて保険契約者等の誤解を招かないものと

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		語が一般に持つ意味以上の消費者の合理的な商品・サービスの選択に役立つ表示とはなりえないと考える。	なっているか十分に注意する必要があります。
26	Ⅱ－３－１１ (3) ④	表示できる文字数に制限のあるインターネットのテキスト広告に、保険商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合には、テキスト広告をクリックした後に表示されるページに、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示すれば足りることを確認したい。 参考) インターネットのテキスト広告の文字数制限例 ・Yahoo! タイトル15文字／説明文33文字 ・Google タイトル15文字／広告テキスト1行目19文字／広告テキスト2行目19文字	インターネットのテキスト広告に序列を直接に意味する用語等を使用する場合、必ずしも当該テキスト広告内に用語等の根拠となった調査方法等を記載することまでは求められませんが、テキスト広告とリンクした広告ページと一体で保険契約者等の誤解を招かない表示となっているか十分に注意する必要があります。 例えば、当該テキスト広告をクリックして最初に表示される広告ページにおいて、調査方法等が確実に視認できるようになっていることや、当該ページが加入申込書など契約者等に対し加入判断を求めるものとなっていないことが必要となります。
27	Ⅲ－２－３	本改正については、第2回国民の声に対する当協会の要望である「保険持株会社の子法人等（子会社を除く）、関連法人等の業務範囲規制の撤廃」へのご回答の措置*と認識している。「また」以下の記載が追加されているが、運用ルールが従来と変更がないことを念のため確認したい。 * 第2回国民の声への貴庁ご回答	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		保険持株会社については、一般事業会社を含め、ある会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えない議決権を保有することについて、特段の制限は課していませんが、監督指針上この点の明確化を図ります。	
28	IV-1-9	マーケット・ヴァリュア・アジャストメントの説明において、「保険料積立金（保険法第63条に規定する保険料積立金をいう。）」と記載されている。 保険法第63条は生命保険契約に関する規定であるが、本改正をもって、マーケット・ヴァリュア・アジャストメントを生命保険契約に限定するものではないことを確認したい。	貴見のとおり、生命保険契約に限定するものではありません。 したがって、生命保険契約以外のマーケット・ヴァリュア・アジャストメントの仕組みを用いる商品においてもこの規定が適用されることとなります。
29	IV-1-11 (2)	規定の趣旨、背景を確認したい。 保険料の自動振替貸付制度について制度自体をわかっていない、あるいは勘違いしていたために発生したトラブル事例もあったことから、そのようなケースに対応する趣旨であると理解しているが、これでよいのか。	(2と同じ。)
30	IV-1-11 (2)	当該制度の適用が保険契約者の選択に委ねられるものになっているか、とあるが、例えば約款に「あらかじめ反対の申し出がないかぎり」のような記載がある場合は、これに該当するとの理解でよいのか。	約款上の記載については、貴見のとおりで差し支えありませんが、この制度の適用が保険契約者の選択に委ねられるものになっているかどうかについて、実効性のある対応が必要となります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
31	Ⅳ－１－１１ (2)	「自振貸付を実行する場合には、保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置が講じられているか」とあるが、措置を講じる態勢を整備する必要があるとの理解でよい。	貴見のとおり、態勢を整備したうえで、実効性のある措置を講じる必要があります。
32	Ⅳ－１－１１ (2)	「自動振替貸付を実行する場合には、保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置が講じられているか」とあるが、保険契約者に通知する場合の時期および通知の頻度について確認したい。 (1)「遅滞なく通知」は、保険料が振替不能となり、自動振替貸付が適用されたことを契約者に知らせることが趣旨であると解されることから、自動振替貸付開始後に自動振替貸付の適用開始を通知すればよいとの理解でよい。 (2)継続的に保険料の払込がない場合、保険料の払込方法によっては毎月新たな自動振替貸付を実行する契約もある。このような契約については、最初に自動振替貸付を実行した時に遅滞なく通知すればよく、その後新たな自動振替貸付を実行するたびに通知することまでを求めるものではないとの理解でよい。	(1) 通知する時期については、自動振替貸付開始後だけではなく、開始前においても、例えば、保険料が未入になった場合の通知時に自動振替貸付制度がある旨を記載する等により、保険契約者がこの制度を認識できるようにする必要があります。 (2) 通知の頻度については、保険料払込方法や自動振替貸付の方法に応じて、自動振替貸付が行われたことを保険契約者が認識できるような適宜のタイミングで行う必要があります。
33	Ⅳ－１－１１ (2)	(注) 書きの趣旨を確認したい。	既認可商品の約款において、遡及しての認可変更まで求めるものではありませんが、今回の措置の趣旨を踏まえた実務的な対応をすることが望まれます。
34	Ⅳ－１－１１ (2)	通知する等の「等」の意味するところは何か。	「保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置」については、郵便による通知に限らず、電話による連絡や代理店の訪問による説明

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			なども考えられ、自動振替貸付の実行時に保険契約者が認識できるような適切な方法での対応が必要です。
35	IV－1－11 (2)	自動振替貸付制度は、多くの会社においては、保険料の払込遅延による契約の失効を防止する観点から、原則としては自動立替とし、一方で、反対の申出があったお客様に対しては、当制度を利用しないという選択肢を設けている。このような取扱いが否定されるものではないと理解してよいか。 また、注書きの記載は、実務的な対応を求めるものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
36	IV－4－3 (2)	約款の規定には明確さが必要であり、他に代替する分類規定などがない場合において、契約のしおり等の補助資料によって、保険契約者がその分類の参照を可能とするなどの対応が、本指針に反するものではないことを確認したい。	給付対象範囲について、参照することが困難な分類規定（例えば、インターネットで容易に検索できないような規定等）の場合には、分類規定を約款上において明記する必要があります。
37	IV－4－3 (3)	「保険契約者等に適切に説明する措置」については、例えば更新のご案内の通知や更新時の各種書面の交付により行うことも認められると理解してよいか。	貴見のとおりです。
38	IV－5－2 (3)	当該項目の新設に伴い、マーケット・ヴァリュー・アジャストメント（以下、MVA）の仕組みを持つ商品（主に積立利率型保険）の責任準備金規制が明確化されることは、公正な競争の確保および保険会社の健全性確保を通じた契約者保護を図る観点から大変意義のあることと考えます。	経済価値ベースの負債評価については、現在、国際的な動向や国内で実施しているフィードバックの結果等も踏まえ、検討しているところです。このため、今後のソルベンシー・マージン規制の見直しの中で、責任準備金などの

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ただし、MVAの仕組みを持つ商品につきまして、責任準備金規制だけを明確化するのではなく、ソルベンシー・マージン規制も同時に明確化することが、公正な競争の確保および契約者保護の観点等からも望ましいと考えます。 具体的には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第4項第1号の保険料積立金等余剰部分におきまして、MVAの仕組みを持つ商品については、保険料積立金及び未経過保険料の合計額から控除する金額として、評価時の市場金利、実績に基づく保険事故発生率等を用いて算出される経済価値ベースの責任準備金または解約返戻金のいずれか大きい額とする取扱いが望ましいと考えます。 なお、その際には、対象となる商品について、保険負債キャッシュフロー・マッチングを前提とした複製ポートフォリオが構築されていること、損益が他の商品等と区分されていること、資産側の損失額を参入限度とすること等を条件とすることが考えられます。	あり方についても併せて検討する予定です。 その際、検討にあたって幅広くご意見を伺うとともに、実施にあたっては十分な準備期間、周知期間をおくなど、混乱が生じないよう十分配慮いたします。
39	様式・参考 資料編 IV－6－2 別紙3	概要書記載内容3. (1)、10(2)、(3)、(4)について、他社例や他社の既存の商品についての記載は、全ての他社類似商品を記載するものでなく、情報入手可能な範囲内で、代表的なものについて記載すればよいとの理解でよい。	貴見のとおりです。

<以上>